

次期京都市再犯防止推進計画素案

1 計画改訂の趣旨・目的

- ・ 平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行され、再犯防止等に関する施策を実施する地方公共団体の責務が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化された。
- ・ 国においては、令和5年度に「第二次再犯防止推進計画（5年計画）」を策定し、国、都道府県、市区町村が担うべき役割を明確化した。

また、市区町村の役割は、①保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした人などが地域住民の一員として地域で安定した生活ができるよう、適切なサービスの提供に努めること、②立ち直りを決意した犯罪等をした人を受け入れる地域社会づくりを担うこととされた。

- ・ 令和7年6月1日に施行される改正刑法では、従来の懲役刑と禁固刑が一本化され、「拘禁刑」が新設されることとなり、刑務作業が義務ではなくなるとともに、更生のための柔軟な処遇が可能となった。
- ・ 京都府においては、令和6年度に「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（5年計画）」を改訂し、再犯防止ネットワーク強化プロジェクトの取組を新設。
本市をはじめとした再犯防止に関わる関係者を巻き込んだ「再犯防止推進ネットワーク会議」を開催し、再犯防止に係る課題の共有や解決につながるネットワークを構築するなど、関係機関等との連携を進めてきた。
- ・ 本市においては、令和3年度に京都市再犯防止推進計画（以下「現行計画」という。）を策定後、関係機関や民間協力団体等との連携体制を構築し、切れ目のない支援を推進するとともに、福祉サービス等へのつなぎや再犯防止活動の普及啓発に努めてきた。
- ・ 一方、次期京都市再犯防止推進計画（以下「次期計画」という。）の策定に先立ち、令和6年11月に実施したアンケート調査においては、住居・就労の確保による居場所づくり、ネットワーク体制の構築、再犯防止・更生支援に関する市民・事業者・関係機関への啓発など、現行計画に掲げる施策をより一層推進していくことを求める意見が多数あった。
- ・ また、近年の社会情勢としては、高齢、障害、孤独・ひきこもりなど、生きづらさを抱える方の課題が複合化・複雑化しており、切れ目のない重層的な支援の推進も求められている。
- ・ これらを踏まえ、現行計画の進捗状況や課題等を把握し、本市の目指すべき姿である「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」に向けて、次期計画を策定するものである。

2 次期計画の期間

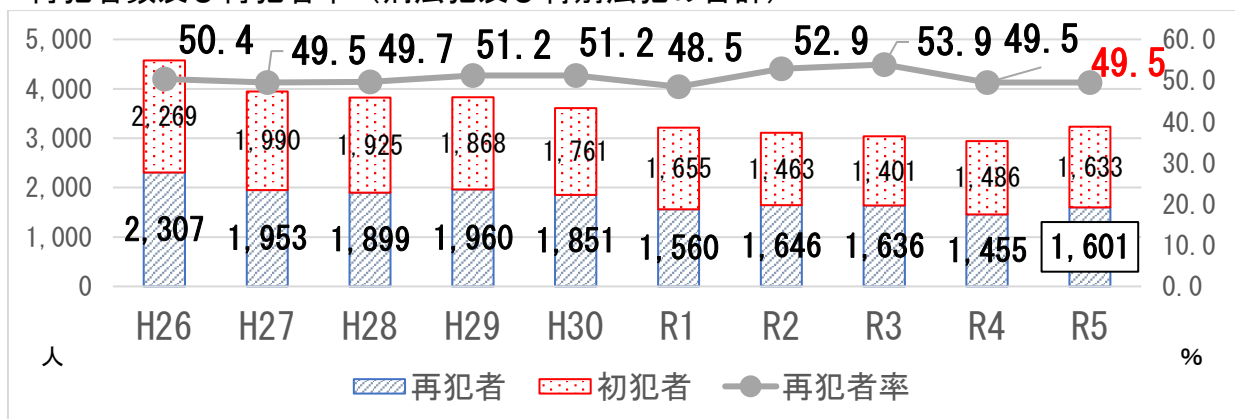
5年（令和8年度（2026年）～令和12年度（2030年））

3 次期計画の位置付け

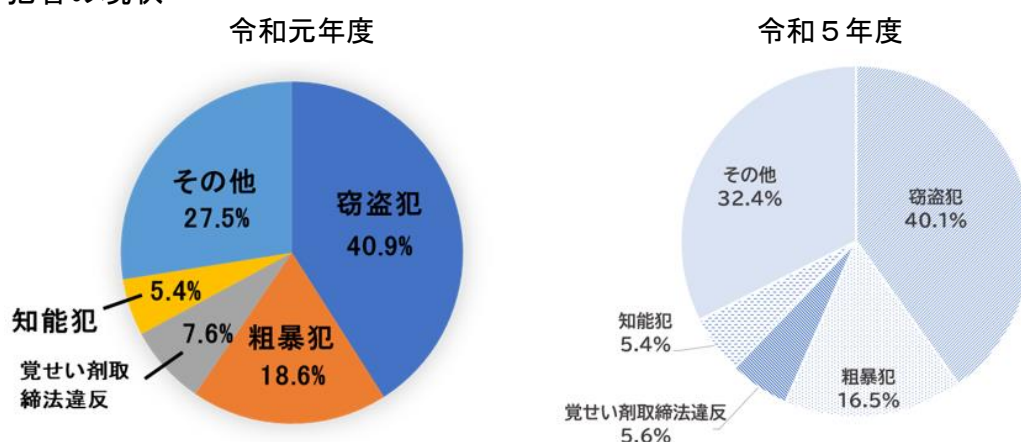
京都市長期ビジョン（仮称）【令和8年1月策定予定】の下に位置付けられる計画として策定予定

4 本市を取り巻く状況

(1) 再犯者数及び再犯者率（刑法犯及び特別法犯の合計）



(2) 再犯者の現状



5 目指すべき姿

やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現【継続】

6 施策の展開について

(1) 新体系の概要（案）

<考え方>

現行計画の「柱4」【犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施】と「柱6」【「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進】を統合し、「柱4」として再編。
また、国の第二次再犯防止推進計画やアンケート結果を踏まえ、「柱2」と「柱3」を充実し、「柱6」【支援者活動を充実・強化するための環境整備】を新たな柱に掲げる。

<概要>

新たな6つの柱	柱1	住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進【継続】
	柱2	重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつながりや寄り添い支援の実施【充実】
	柱3	非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施【充実】
	柱4	犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進【充実】
	柱5	民間協力者の活動との更なる連携、広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進【継続】
	柱6	支援者活動を充実・強化するための環境整備【新規】

※ 上記の6つを柱に具体的な施策（現行計画では52の施策）を展開し、その中から重

点推進施策（現行計画では5施策）を選定する予定。

(2) 各施策の方向性について

柱1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくりの更なる推進【継続】

【背景】

刑事施設出所者は、依然として帰住先がない者の割合が高く、また再犯時において無職であった者の割合も高い。このような状況の下、住居や就労の確保等により社会とのつながりを持つことは自己肯定感を高める意味でも非常に重要であり、引き続き、行政として社会の居場所づくりを進めていく必要がある。

令和6年4月に成立した改正生活困窮者自立支援法では、居住支援強化の措置として見守り支援の実施が自治体の努力義務として明記されたところである。

【方向性】

- ① 住居の確保は、安定した生活の基盤となることから、居住支援法人や福祉事業者（※）等と連携し、本市の緊急一時宿泊所等も活用することで、適切な住居の確保につなげる。 ※ グループホーム、サービス付高齢者支援住宅、老人ホーム等
- ② 就労は、生計を支え、規則正しい生活を促し、社会とのつながりを保つことから、関係機関と連携し、就労の確保と定着のための施策を推進する。
- ③ 社会に居場所（生きがい）があることは、当該対象者の心の拠り所になるだけでなく、社会とのつながりを保ち、孤独・孤立を防ぐことにもつながるため、引き続き多様な社会の居場所づくりを推進する。

柱2 重層的支援体制の構築による保健医療・福祉サービスへのつながりや寄り添い支援の実施【充実】

【背景】

保健医療・福祉サービスの多くは、申請主義をとっているため、申請に至らない方々の中には支援を必要としている方も少なからず存在する。

本市では、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しており、制度の狭間に陥る方が出ないように、関係部署の連携を進めているが、支援対象者が抱える課題は複雑化・複合化しており、刑務所出所前からの連携が求められている。

【方向性】

- ① 薬物依存症、孤独、ひきこもりなど、生きづらさを抱える犯罪等をした人への支援について、刑事司法関係機関や民間協力団体等の現場第一線で支援する関係者同士の連携体制の更なる充実を図るとともに、「高齢」、「障害」、「子ども」、「生活困窮」等、分野横断的な重層的支援体制の下で、切れ目のない支援を推進する。
- ② 医療機関をはじめとする関係機関との連携を深め、適切なサービスへのつながりと寄り添い支援の実施に係る事例を積み重ねていく。

柱3 非行の未然防止、犯罪等をした少年やその家族への支援の実施【充実】

【背景】

罪を犯した少年の中には、生育過程で困難な環境に置かれた方、家庭内に居場所がなかった方、ヤングケアラーのように子どもらしい生活を送ることができなかった方が存在する。また、その家族自体も生きづらさを抱え、どこにも相談することができないまま、社会の中で孤立するケースがある。

【方向性】

- ① 非行の未然防止について、将来性や心の柔軟性に富む少年の学習支援、居場所づくりの取組を推進する。

- ② 犯罪等をした少年の再犯防止について、学校等との連携を深め、少年やその家族が抱える悩みを共有し、共に考える機会を創出する。

柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた取組の推進【充実】

【背景】

犯罪等をした人の中には、高齢や障害など様々な特性を持つ人がいる。また、その中には、自己肯定感の低さから支援を望まず、必要な支援につながらないまま、再犯に至ってしまう人もいる。

国においては、拘禁刑の導入を契機とした更生のための柔軟な取組が求められている。

【方向性】

- ① 矯正施設や更生保護施設等と連携し、京都の文化力を活かした様々な体験の機会を提供することで、犯罪等をした人の体験格差を軽減し、更生意欲等を高める。
- ② 新たな教育プログラムの一環として、再犯防止に係る取組を実施するなど、矯正施設と連携し、出所前段階から、年齢や特性に応じたアプローチを進める。

柱5 民間協力者の活動との更なる連携、広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進【継続】

【背景】

犯罪等をした人が地域社会の一員として新たなスタートを切るためには、市民・事業者への理解の促進が必要不可欠である。また、更生を目指す人のみならず、多様な人々が社会の中で生き生きと生活していくためには、地域のセーフティネットの中で包摂していくことが重要であり、インクルージョン（包摂）の推進は、国が掲げる方針の一つとなっている。

【方向性】

- ① 再犯防止・更生支援の取組について、刑事司法関係機関や福祉関係機関はもとより、市民・事業者の方にも十分な理解が進んでいないうえ、地域が犯罪等をした人を受け入れる土壌も整っていないことから、引き続き理解促進に向けた啓発活動や研修等に取り組む。

柱6 支援者活動を充実・強化するための環境整備【新規】

【背景】

再犯防止の目標は、犯罪等をした人が地域の一員として自立した生活を送れるようにすることであるが、一方で、民間協力者を含む支援者の活動の場は限定的であり、十分な環境が整っているとは言えない状況である。

このため、支援者が安心して活動できる環境整備に向けて、まずは支援者支援のあり方を検討していく必要がある。

【方向性】

- ① 引き続き、保護司、更生保護女性会、BBS会等の活動の周知や担い手確保への協力等により、民間協力者の活動を支援するとともに、安心して活動できる環境づくり等の支援に取り組む。
- ② 互いにつながり、支えあい、生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまちづくりに向けて、各区役所とも連携しながら、地域に根差した取組の在り方を検討していく。